

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

2005年に西枇杷島町、清洲町及び新川町が合併し誕生した本市においては、その4年後に春日町とも合併し、人口は2019年までは増加が続いていたが翌年からは年々減少しており、68,734人（令和7年3月1日現在）となっている。

年齢別人口では、15歳未満の年少人口は1980年代から90年半にかけて大幅に減少し、近年も人口減少と同様に微減で推移している。一方、15歳～64歳の生産年齢人口は1995年をピークに減少していたが、近年は増加に転じている。その構成比率は2015年時点で約65%あった生産人口比率が、2040年には60%を割り込み、65歳以上の老年人口は約3割に上昇すると見込まれている。

その一方で、市内滞在人口を時間帯別で見た場合、平日は終日流入超過（国勢調査人口を上回る状況）となっており、これは、大都市名古屋に隣接し、尚且つ近距離に立地し、公共交通や道路網の発達の利便性によって、雇用環境に恵まれた本市内企業活動の優位性が証明されたものと考えられる。

また、市内には3つの大きな河川が流れ、地質上水資源が豊富なことに加え、明治時代より鉄道が敷設されたことによる労働力の集積によって製造業が盛んであった歴史を持つ本市においては、現在も製造業、建設業、運輸業、郵便業等で特化係数が高くなっている。特に製造業においては、その労働生産性は全国水準を上回っており、特にゴム製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、はん用機械機具製造業等の特化係数が高く、こうした産業の集積が高いといえる。

市内における事業所等の数や従業者数で見た場合、事業所の数では卸売業・小売業が25%以上を占め最も多く、続いて製造業、飲食サービス業、建設業と続くが、従業者数では製造業がその約35%を占め、100人以上勤める比較的大きな事業所に勤める従業者が多いことも窺える。

本市内事業所のうち大企業は10社未満であり、その大半は中小企業となるが、更にそのうち約76%にあたる約1,900が小規模事業者となっている。

交通の要衝となる地の利と水資源に恵まれる中で、手工業の時代からモノづくりで発展し、その人の集積により小売業等の商店街が形成された本市においては、製造業に携わる人々の努力によるだけではなく、流通業、運輸業、サービス業など、様々な業種の企業が、相互に支えあい、共に成長してきた。その中の中小企業は、これらの企業の事業活動の主たる担い手として、市の経済と雇用を支える重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、本市においても生産活動を支える労働力人口減少や、国内需要の落ち込み、国際的な競争や海外市場の変化が激しくなるなど、中小企業を取巻く現状は厳しさを増しており、特に小規模事業者は事業継承の問題が大きく影響し、その数の

減少は否めない状況である。

その一方、県や周辺自治体が一体となって進める航空宇宙産業等の高度先端産業や立地を活かした物流や製造業工場立地の問合せは、近年急増している。

以上のことから、減少傾向にある中小企業にあっては、経営者と従業員の創意工夫によって、新たな事業や商品、サービスを生み出すとともに、地域における新たな雇用の創出や地域経済の活力の維持向上の源となる存在であり続けていくことが本市の発展に必要不可欠である。

更に、中小企業は地域に根ざした活動を通じて、地域社会に貢献する役割も担っていることから、本法律に即した生産性向上を図り、その事業継承や規模拡大につなげていく。

（２）目標

市内中小企業に寄添い経営発達支援事業を積極的に行う商工会を通じ、本法律を積極的に情報発信するとともに、市広報やホームページを活用して全ての事業者にも告知を行う。

それにより、多くの事業者より先端設備等導入計画の申請に結びつけることによる少子高齢化や人手不足等の厳しい事業環境の改善、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上に寄与する。

●先端設備等導入計画の認定数 10件／年×2カ年 合計20件

（３）労働生産性に関する目標

本市では、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市では成立ちから礎となったものづくり産業や大都市に隣接する商業・サービス業など、多様な業種によって経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、あらゆる産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象となる設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に該当する先端設備の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（１）対象地域

本市の産業は4つの町が合併して誕生した経緯や公共交通機関や高速道路等道路網の発達により、各地区で様々な産業が立地し、さらに広がりを見せている。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現させる観点から、本計画の対象区域は市内全域とする。

（２）対象業種・事業

本市の産業は、製造業、サービス業、運輸業や農業まで多岐にわたり、多種多様な業種が本市の経済、雇用を支えていることから、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があるため、本計画の対象業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた中小企業者の取り組みは、新商品の開発や自動化の推進、ICT 技術の導入などによる業務効率化、省エネの推進による経費削減など多様である。したがって、本計画においては年率３％以上の労働生産性の向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

４ 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が本計画に同意した日から２年間（令和７年４月１日～令和９年３月３１日）とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間又は５年間とする。

５ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員の削減を目的とした先端設備等の導入、公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮することとする。

また、障害者法定雇用制度の対象となる事業者の中で先端設備等導入計画の認定を求めるものは、「共生社会」実現の理念の下、法定雇用率達成に向けて努めることとする。

なお、先端設備等導入計画を策定する中小企業者は、当該導入計画に沿った先端設備等の導入に係る進捗状況や自己評価の実施状況等を把握するための調査に協力することとする。

（備考）

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。